

役員・評議員等の報酬支給基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若槻ホーム（以下「法人」という）の役員、評議員、評議員選任・解任委員等の報酬について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員、評議員、評議員選任・解任委員等の職務執行の対価として支払われるものとする。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員、評議員、評議員選任・解任委員が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うものとする。

(役員及び評議員の業務報酬)

第4条 役員及び評議員が、法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うものとする。

(監事の業務報酬)

第5条 監事が、監査の業務またはその他法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うものとする。

(評議員選任・解任委員の業務報酬)

第6条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席または法人業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うものとする。

(苦情解決第三者委員の業務報酬)

第7条 苦情解決第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情解決の業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うものとする。

(重複支給の防止及び不支給)

第8条 同一日に行われる会議及び業務のいずれにも出席した場合は、会議または業務のどちらか一つのみに報酬を支払うものとする。

2 職員を兼任する役員には、報酬を支給しない。

3 支給を辞退する役員等には、支給しない。

(年度の報酬支給限度額)

第9条 理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員の一人当たりの各年度の支給総額が、10万円を超えない範囲とする。

(改廃)

第 10 条 この基準の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

付則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

出席報酬 (1 回)	
名 称	報 酬
理事会	10,000 円
評議員会	10,000 円

※1 職員を兼務する役員等には支給しない。

※2 同一日に複数の会議に出席した場合、一つの会議のみを対象とする。

※3 上記金額から源泉徴収した金額を現金で支払う。

別表 2

業務報酬 (1 回)	
名 称	報 酬
理事	10,000 円
評議員	10,000 円
監事	10,000 円
評議員選任・解任委員	10,000 円
苦情解決第三者委員	10,000 円

※1 職員を兼務する役員等には支給しない。

※2 同一日に行われる複数の業務に従事した場合、一つの業務のみ対象とする。

※3 上記金額から源泉徴収した金額を現金で支払う。

※4 出張等の旅費交通費等費用発生する場合は、法人の規程に基づき別途費用を弁償する場合がある。